

種子島滞在プラン旅行商品造成・販売促進事業業務委託公募仕様書

1 委託業務名 種子島滞在プラン旅行商品造成・販売促進事業

2 業務目的

種子島の自然や食など魅力ある特徴を活かした滞在プランを組み入れた旅行商品の企画・造成を行い、観光誘客に向けた「もう1泊したい」と旅行者に思わせるような島内周遊を促す滞在型観光の促進を図ることを目的とする。

また、種子島への入込状況を見ると、8月が繁忙期となっており、9月以降は減少している傾向にあるため、閑散期である下期でも種子島を楽しむことができる滞在プランを提案し、体験と宿泊・往復高速船乗船券（鹿児島発種子島間）をセットにした旅行商品を販売する。

3 契約期間

契約締結の日から令和2年2月28日（金）まで

4 業務内容

(1) 企画・開発・宣伝費

種子島において、旅行者に「もう1泊したい」と思わせるような島内周遊を促す効果的な滞在プランの企画・造成を行う。また、企画・造成にあたっては、種子島観光協会及び島内事業者の協力を得て取り組み、受託者において体験事業者と契約するものとする。

なお、必ず宿泊を1泊以上伴うものとし、種子島内の宿泊施設を利用するものとする。

また、商品販売にあたっては、WEBやチラシなどを用いて効果的に宣伝するものとする。

(2) 販売促進費

商品販売促進のために、一人当たり4,300円を上限とした支援額を宿泊費、体験料の割引として活用する。

5 成果報告

本業務終了後、速やかに次の成果物を提出すること。なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、担当者の指示に従い必要な処理を受託者負担において行うこと。

(1) 業務実施報告書5部（本業務で調査・作成したデータ分析結果等を取りまとめたものの、各業務の実績、効果検証及び分析等に関する報告を含む。）

(2) 報告書電子データを入れた電子記録媒体（CD又はDVD）5枚

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、種子島観光協会に帰属する。

- (2) 第三者への使用許諾は、種子島の観光振興へ資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。
- (3) 権利関係の処理
 - ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。
 - ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ⑤ 著作権の取扱いについて、ここに記載の無い事項については、種子島観光協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、内容を十分理解し、種子島観光協会担当者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) 本業務に関する協議等のため受注者が要する費用は、全て受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、書面により種子島観光協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づき健全かつ安全に業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密は、承諾を得ることなく第三者に漏らし又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は速やかに報告すること。
- (7) 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- (8) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要に応じて事業終了後も、実地検査等に際しては協力すること。
- (9) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、種子島観光協会と協議のうえ決定する。
- (10) この委託契約に係る業務遂行にあたり生じた損害は、原則として受託者が負担するものとし、責任をもって対処すること。
- (11) 事業を行うにあたって効果的な提案があれば、該当する項目等で提案する事。この仕様書の内容、仕様書に記載のない事項等について、事業を実施するうえで必要がある場合は、双方協議して見直し又は定めるものとする。